



2025 年 6 月 23 日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也
(コード番号: 4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 篠原 雄一郎
(TEL 03-6635-1021)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）
「ENECHANGE2.0 中期経営計画連動型インセンティブ」の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 23 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の代表取締役、執行役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

1. 発行の目的

当社は、2025 年 7 月より始動する新たな組織体制のもと、中期経営計画に掲げる目標達成に向けて中核的な役割を担う経営陣および社員に対し、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを促すことを目的として、本新株予約権を発行するものです。「ENECHANGE2.0 中期経営計画連動型インセンティブ」として、自己投資型の有償ストック・オプション（以下、「有償 S0」）を導入することにより、株主価値の成長と対象者の利益を適切に連動させ、持続的な利益創出を通じて公正な価値分配を実現するインセンティブ設計としています。

参加者は当社の成長に対するインセンティブとして、当社の発行する有償 S02, 130, 000 株相当の割当を受けることを予定しており、本有償 S0 がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 4.997%（※）に相当します。これは当社が過去発行した新株予約権のうち、権利行使条件を満たさなくなった分 84 万株相当（元代表取締役 CEO 向けに発行した第 6 回新株予約権のうち権利行使条件を満たさず残存しているもの）及び消却済み 130 万株相当（元代表取締役 CEO 向けに発行した第 8 回新株予約権のうち消却した 122 万株相当と退職済み従業員向けに発行した第 7 回新株予約権のうち消却した 8 万株相当）の合計数量以下の水準に留まっており、株主への追加的な希薄化を極力抑制するものです。

また、本有償 S0 は、中期経営計画と連動した業績目標の達成が行使条件とされており、一定の売上高と利益の条件を達成した場合に、段階的に権利行使可能となります。この目標が達成されることで創出される株主利益は、希薄化による影響を大きく上回るものと認識しています。加えて、中期経営計画目標を上回った場合にのみすべての割当個数が権利行使可能となることや、複数回判定にして一過性の単年度業績の達成ではなく持続的な成長を目指すことで、株主の長期的な利益と一致することを目指す設計としています。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。なお参加者は、別途当社との間で、上記条項を含む割当契約を締結する予定です。

（※）2025 年 5 月末時点の当社発行済株式数 42, 628, 620 株を基準として有償 S0 がすべて権利行使される前提で算出

ENECHANGE2.0 中期経営計画連動型インセンティブの概要

目的	中期経営計画にあわせて、2025年7月から始動する新たな体制において中核を担う役員に対し、中長期的な企業価値向上に向けたコミットメントを明確にするため、自己投資型の有償ストック・オプション（有償SO）制度を導入する。本制度を通じて、株主価値の成長と当事者の利益を適切に連動させ、持続的な利益創出を通じた健全な企業価値向上の実現を目指す。
スキーム	概要 2025年6月20日終値355円を権利行使価額とする業績条件付き有償SO （SO1株あたりの発行価額は5円 ^{*1} ）
	発行数量 2,130,000株相当（希薄化率4.997% ^{*2} 相当）
	行使条件 中期経営計画に連動した業績条件を設定（詳細後述）
将来業績への影響	業績・株価条件が達成されたうえですべての有償SOが権利行使可能となると見込まれる年度の翌年度までの期間でベスティング対象部分に対応する株式報酬費用を段階的に計上（最大5.8億円）
対象者	新たな組織において経営執行の中核的な役割を担う次世代のリーダー13名が対象 ・代表取締役 2名 ^{*3} ・執行役員を含む使用人 4名 ・従業員 7名（部長・室長以上）

^{*1} 発行決議日の前日の終値を基準としてブルークラス・コンサルティングにより算出 ^{*2} 2025年5月末時点の発行済株式数42,628,620株を基準として、有償SOがすべて権利行使される前提で算出 ^{*3} 2025年6月23日時点の代表取締役（丸岡智也、曾我野達也）を指す。なお2025年5月22日付速時開示「代表取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、曾我野達也は2025年6月24日開催の株主総会を以て代表取締役を退任する予定。

Copyright © ENECHANGE Ltd., All rights reserved.

ENECHANGE 31

発行数量に対する考え方

- 新規発行数を、過去発行分のうち消却等した数量の範囲内にとどめることで追加的な希薄化を極力抑制
- 中期経営計画の達成による株主価値の創出効果が、希薄化による影響を大きく上回る見通し

SOの回号	SOの種別	発行時の趣旨	対応状況	
第1回～第5回	無償SO （税制適格）	未上場時の役員インセンティブ	ほぼ権利行使済み	
第6回	有償SO	元CEOへの長期コミットメントに対するインセンティブ	元CEOの退任に伴い残りの84万株相当分は権利行使条件を満たさないため権利行使不可	消却等 合計 214万株 相当
第7回	有償SO （信託型）	上場後の役員インセンティブ	退職者の保有分8万株相当分を消却済み	
第8回、第9回	有償SO	資金・キャリアコミット型メガベンチャーインセンティブ	元CEOの保有分122万株相当分を消却済み	
第10回	有償SO	ENECHANGE2.0 中期経営計画連動型インセンティブ	過去のSOから消却等した数量の範囲内での新規発行	新規発行 213万株 相当

Copyright © ENECHANGE Ltd., All rights reserved.

ENECHANGE 32

行使条件（業績目標）に対する考え方

- 中期経営計画目標を上回った場合にのみすべて権利行使可能となる設計
- 利益成長を重視し、持続的なマージンの拡大を目指すことで株主利益ともアラインした構造
- 複数回判定とすることで、一過性の単年度業績の達成ではなく持続的な成長を目指す

	今年度業績予想 (2026年3月期)	中期経営計画目標 (2028年3月期)	権利行使条件：売上高及び調整後EBITDAが共に下記を達成すること ^{*1} 判定タイミング：2028年3月期および2029年3月期				
売上高	60億円	83億円	83億円	83億円	83億円	83億円	83億円
調整後EBITDA ^{*1}	1.3億円	12.5億円	10.0億円	12.5億円	15.0億円	17.5億円	20.0億円
調整後EBITDA マージン	2%	15%	12%	15%	18%	21%	24%
ベスティング 割合	-	-	20%	40%	60%	80%	100%

^{*1} 調整後EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却費＋株式報酬費用
^{*2} 2回の判定時期における業績達成水準に応じた権利行使が可能

Copyright © ENECHANGE Ltd., All rights reserved.

ENECHANGE 33

2. 発行要項

I. 新株予約権の数

21,300 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,130,000 株とし、下記Ⅲ.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

II. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、500 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社 プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものである。

Ⅲ. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 355 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{\text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年7月1日から2035年7月7日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2028年3月期又は2029年3月期のいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高及び調整後 EBITDA が、下記(a)から(e)の各号いずれかの水準を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上高が83億円以上、かつ、調整後 EBITDA が10億円以上の場合：

行使可能割合 20%

(b) 売上高が83億円以上、かつ、調整後 EBITDA が12.5億円以上の場合：

行使可能割合 40%

(c) 売上高が83億円以上、かつ、調整後 EBITDA が15億円以上の場合：

行使可能割合 60%

(d) 売上高が83億円以上、かつ、調整後 EBITDA が17.5億円以上の場合：

行使可能割合 80%

(e) 売上高が83億円以上、かつ、調整後 EBITDA が20億円以上の場合：

行使可能割合 100%

なお、当該調整後 EBITDA の額は、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益に、償却費及び株式報酬費用を加算した額とする。

また、上記における売上高及び調整後 EBITDA の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役員、監査役、業務委託者又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、上記②にかかわらず、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の 1 名（以下、「承継者」という。）が、新株予約権者が死亡した日から 6 か月を経過する日までの期間に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は本新株予約権を相続することができない。

④ 次の各号に掲げる事項（以下、「組織再編事由」という。）が当社の株主総会（但し、第 (b) 号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第 (f) 号においては、当社の取締役会とする。）で承認された場合、当該承認の日から 30 日間に限り、当該承認の日において上記①乃至③の条件をすべてを満たす新株予約権の全数を行使することができる。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約

(b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）

(c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画又は株式交付計画

(d) 株式の併合（当該株式の併合によりその時点において存続する当社の新株予約権の目的とする当社株式が 1 株に満たない端数のみとなる場合に限る。）

(e) 当社の普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得

(f) 当社の普通株式及び（その時点において当社の新株予約権が存続する場合）新株予約権を対象とする株式等売渡請求（会社法第 179 条の 3 第 1 項に定める株式等売渡請求を意味する。）

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

IV. 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 8 日

V. 新株予約権の取得に関する事項

（1）組織再編事由について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記Ⅲ.（6）に定める本新株予約権の行使の条件のいずれかを満たさないこととなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

VI. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記Ⅲ.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記Ⅲ.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記Ⅵ.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記Ⅲ.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記Ⅲ.

(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記Ⅲ.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記Ⅲ.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記Ⅴに準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

Ⅶ. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

Ⅷ. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年7月8日

Ⅸ. 申込期日

2025年6月27日

Ⅹ. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社代表取締役 2名 11,458個

当社執行役員を含む使用人 4名 5,916個

当社従業員 7名 3,926個

以 上